

死亡災害ゼロ・アンダー190伊勢

令和8年
1月号

令和7年 労働災害発生状況

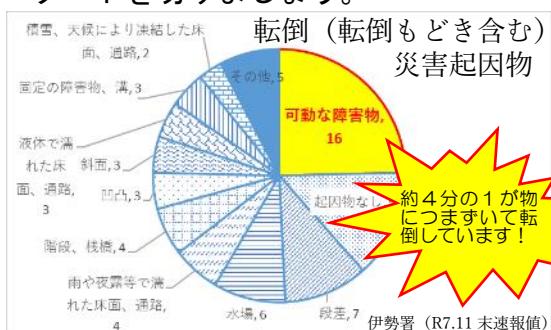
伊勢労働基準監督署
速報 値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和7年1月1日から11月末日に発生した、休業4日以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、令和7年11月末時点では、死者数は2人、休業4日以上の死傷者数は199人となっています。

業種別では、製造業（40人）が最も多く、次いで小売業（29人）となっています。事故の型別では、転倒（57人）が最も多くなっています。

転倒災害は放置された物（可動な障害物）につまずいて起こることが多いです。また、冬季は道路の凍結等による転倒災害の発生が懸念されます。

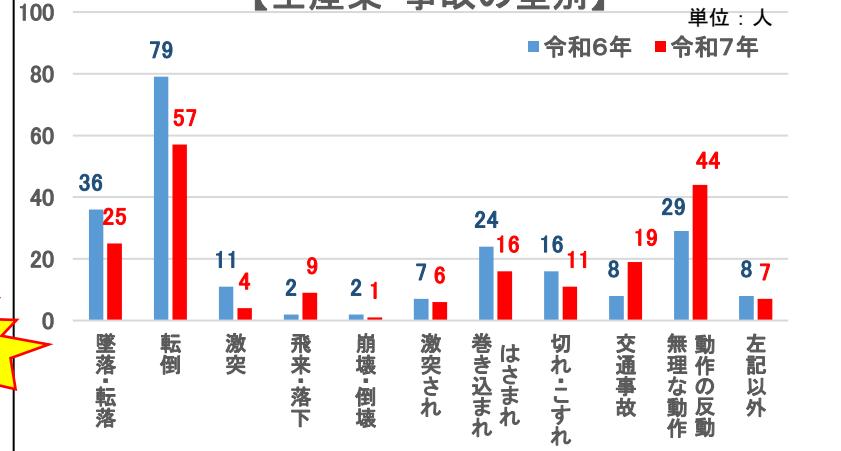
床の状態に気を配り、良い1年のスタートを切りましょう。



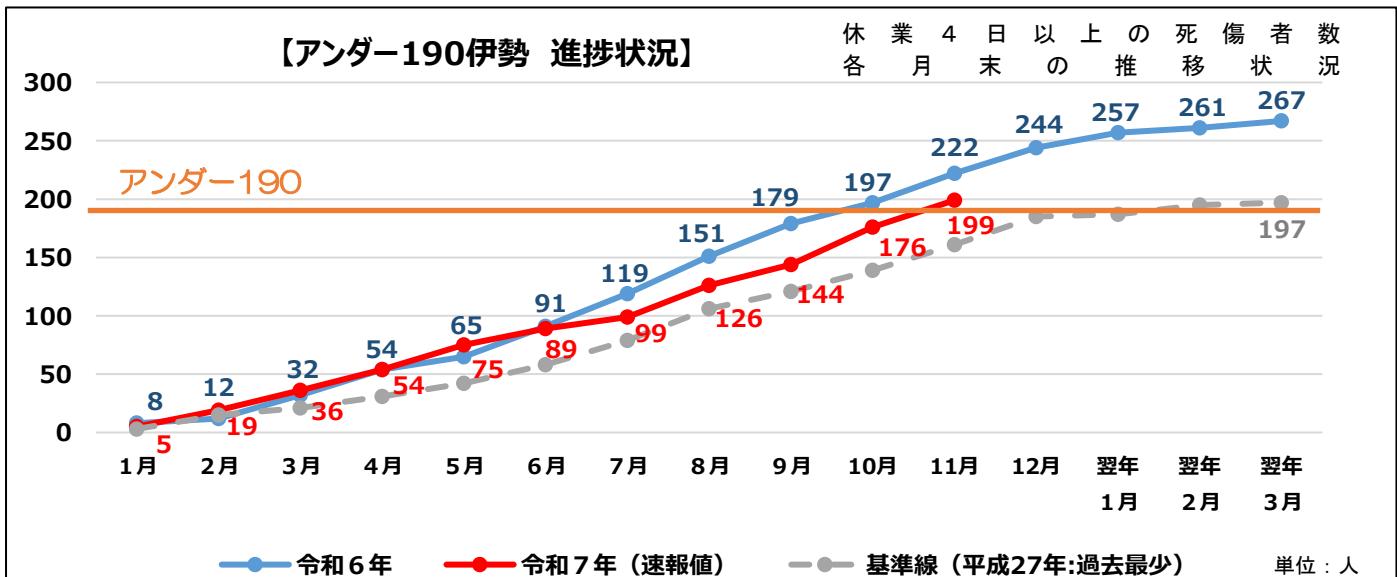
【令和7年 休業4日以上の死傷災害発生状況 伊勢署】

	令和6年		令和7年		前年比	
	死 亡	死 傷	死 亡	死 傷	(死 亡)	(死 傷)
全 業 種	2	222	2	199	-23	-10.4%
製 造 業		32		40	+8	+25.0%
建 設 業		25	1	21	-4	-16.0%
道 路 貨 物 運 送 業		13		10	-3	-23.1%
林 業		4		2	-2	-50.0%
小 売 業		40		29	-11	-27.5%
社 会 福 祉 施 設		32		26	-6	-18.8%
旅 館 業		15		18	+3	+20.0%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】



令和7年度 安全衛生教育促進運動 実施！！



実施期間：2026年2月1日～2026年4月30日



安全衛生教育促進運動とは、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育等を促進するため、中央労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省が後援のもと、毎年展開している運動です。

近年の法改正では、令和5年4月1日から**職長等に対する安全衛生教育の実施義務対象業種が拡大**（食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の追加）され、令和6年4月1日からは**化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任が義務化**されたことによる当該管理者・責任者への必要な教育の実施が必要になりました。また、令和8年4月1日からは**高年齢労働者に対する教育が努力義務**となります。

この機会に、必要な教育が行われているかチェックしましょう。

義務です！

※現場の指示・監督を行う者に対して、法律で決められたカリキュラムに従って行う教育

※特定の業務を行う者に対して、登録された教育機関で行う講習

※特定の業務を行う者に対して、法律で決められたカリキュラムに従って行う教育

雇入れ時
教育

職長等
教育

技能講習

特別教育

など

普通、作業方法くらい分かるはずから、わざわざ会社で教える必要ないよね

化学物質の知識はないけど、薬品の在庫管理している人を化学物質管理者ということにしておこう

昔、先輩から機械の使い方を簡単に教えてもらったし、改めて特別教育を受ける必要はないよね

正しい知識で職場を安全・健康に！

中災防では、特設サイトにて実施要領・教育実施状況チェックリストを公開しています。

特設サイトはこち

安全衛生教育促進運動

で検索



年間安全衛生管理計画を作成しましょう！

令和7年の当署管内における労働災害発生状況は、令和7年11月末時点において、2人が亡くなられており、死傷者数は199人となりました。

労働災害を減少させるためには、リスクアセスメントの実施、行動災害の防止のための取組、過重労働・メンタルヘルスによる健康障害防止のための取組等、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を**継続的、かつ、計画的**に実施することが重要です。

三重労働局ホームページ内の安全衛生関係「様式集」コーナーに**「令和8年（度）安全衛生管理計画及び実施結果報告書」**を掲載しておりますので是非ご活用ください。

三重労働局ホームページ 安全衛生関係様式集 →→→

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

T E L 0 5 9 6 - 2 8 - 2 1 6 4

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索